肢体不自由のある子どもの理解:補助資料②

☆歩行補助具について



脳性まひのある児童生徒が移動する時に使っている補助具の名前や用途が分からないのですが・・・

「教育支援資料」には、「補装具」という文言で、以 下のように説明しています。



「補装具」とは、身体の欠損又は身体の機能の損傷を補い、日常生活又は学校生活を容易にするために必要な用具を言う。

具体的な例としては、義肢(義手、義足)、装具(上肢装具、体幹装具、下肢装具)、 座位保持装置、車いす(電動車いす、車いす)、歩行器、頭部保護帽、歩行補助つえ等が 考えられる。 *下線部ついては下記にて紹介します。

【「補装具」の一部の紹介】



一人で立つことは 難しくても、手で支 えると立ち上がりや つかまり立ち、伝い 歩きができる子ども が使用することが多 い歩行器



PCW 歩行器より 支える面が小さい ため、より足での支 えが大きい。



座ることが難しくても、胸のパッドとベルト、鞍状のサドルで姿勢と体重を助け、足の運動を進める歩行器

(Spontaneous Reaction Control Walker)



PCW歩行器や 杖歩行、独歩をして いる子どもでも、野 外(遠足や登下校 等)や屋内でも長距 離移動では車いす を使うことが多い。

参考・引用:地域で肢体不自由児と関わる方への基礎講座「歩行(移動)補助具について」((社)大阪府理学療法士会障害児保健福祉部 理学療法士 和田望

(www.physiotherapist-osk.or.jp/data/pdf/05hokou.pdf)